

C.T. (IAC) 資格更新継続に関する施行細則

本法人は 1973 年 1 月に制定され、1979 年 8 月に改定された国際細胞学会細胞検査士 C.T. (IAC) の資格更新継続規約 = certification continuance criteria for C.T. (IAC) -registered cytotechnologists に準じて次のとき資格更新継続に関する規約を定めた (注 1).

この規約は 1979 年度 C.T. (IAC) 試験に合格した者から適用されそれ以前の C.T. (IAC) に対しては、次回の資格更新のときから適用される。

本施行細則は C.T. (IAC) の資格更新継続規約である。C.T. (IAC) は細胞学分野における継続研修教育によって能力の保持、増進に努め、その資格を維持する責任と義務がある。

(資格更新継続の方法)

C.T. (IAC) は 4 年ごとに次のいずれかの方法によって更新継続の手続きをしなければならない。

1 4 年間の有効期間内に資格更新継続規約に基づいて 180 単位を取得する。

なお、有効期間外の取得単位は無効である。

2 所定の単位が満たされなかった者は、4 年間の有効期間の終期に再試験を受ける。

(資格更新継続の各項目と最高許容単位)

第 1 項 細胞診業務単位

専任で細胞診業務に従事した場合

4 年間に最高 100 単位

非常勤で細胞診業務に従事した場合

4 年間に最高 60 単位

第 2 項 細胞診研修会参加単位

細胞診研修会に参加した場合 4 年間に最高 180 単位

第 3 項 細胞診教育活動従事単位

細胞診の教育に従事した場合 単位上限無し

第 4 項 論文、著書、学会発表に関する活動単位

論文、著書、学会発表を行った場合 単位上限無し

第 5 項 細胞学に関する研究に参加した場合の単位

4 年間に最高 40 単位

(資格更新継続の単位細目)

第 1 項 細胞診業務単位

本項では 4 年間に最高 100 単位まで

(a) 専任の場合 1 年間 25 単位、4 年間で 100 単位

(b) 非常勤の場合 1 年間 15 単位、4 年間で 60 単位

ただし病理学、血液学、電顕、組織培養、細胞遺伝学など細胞診と密接な関係のある職種に従事する場合もこれに準ずる。

いずれの場合も所定の用紙による所属長及び細胞診専門医の証明書が必要である。

第 2 項 細胞診研修会参加単位

本項では 4 年間に最高 180 単位まで

(a) 大学における 4 年間の履習に最高 140 単位を与える。履習内容は細胞学並びにこれに関係あ

る教育、管理等も含まれる。本項で単位を取得するためには履習に対する免状、公式文書のコピーの提出が必要である。

(b) 本法人の認可した教育研修活動に参加した場合、所定の単位が与えられる。

なお、日本国内では本法人春期大会参加に 25 単位、同秋期大会参加に 25 単位が与えられる。その他の教育研修活動の単位については、主催者が研修会の年月日、場所、時間、カリキュラム、指導者、スタッフなどについて、あらかじめ IAC 連絡委員会に書類を提出し、委員会はこれに基づいて評価し単位を決定し通告する（注 2）。

第3項 細胞診教育活動従事単位

本項では単位上限無し

細胞検査士養成所学生、医学生、医師、歯科医師及び医療関係者等に対して細胞診に関する講義、実習、セミナー等を指導した場合に単位を与える。

本法人公認細胞検査士養成所並びに公認細胞診細胞検査士養成講習会は 1 時間 3 単位（注 3）。技師学校の教育に参加などその他の教育活動については、その年月日、場所、期間、受講者の種類と人数などのリストを作成し、IAC 連絡委員会に報告しなければならない。委員会はその報告に基づいて評価し単位を決定する。

第4項 論文、著書、学会発表活動単位

本項では単位上限無し

筆頭又は単独著書、論文、本の分担執筆に対し 40 単位を、国内、国際学会で発表した場合、20 単位を与える。本項では権威ある医学出版物、医学会を対象とする。

第5項 細胞学に関する研究に参画した場合の単位

本項では 4 年間に最高 40 単位まで

研究室で細胞学に関する研究に参画した場合、4 年間に 40 単位が与えられる。該当者は研究責任者の作成した本人の業務内容を IAC 連絡委員会に提出しなければならない。提出された書類に基づいて委員会は評価し単位を決定し通告する。

第6項 特段の理由のある場合の措置

海外在住・病気療養・妊娠出産・育児・介護等、特段の理由のある場合は、条件を緩和することができる。

1) 更新期間は 4 年間とし、期間の変更は行わない。

2) 更新期間内の海外在住期間・病気療養期間・妊娠出産期間・育児期間・介護期間は、4 年より該当期間を除外し、残余期間での取得単位を 4 年間に換算して判定する。学会等への出席の条件は別途考慮する。

3) 妊娠出産期間・育児期間については、1 事例 1 年間を原則とするが、最長 3 年間まで認められる。

条件緩和期間に関しては申し合わせ事項に則り個別に審査する。

4) 条件緩和を求める者は、特段の理由を証する書類の写し（母子手帳、診断書、自己申告等）を提出しなければならない。特段の理由を証する書類がない場合は、登録専門医や地域連携組織の代表者あるいは所属長などとの連名で事情説明書を提出することができる。

5) 更新対象期間全てが、これらの期間で占められる場合は、資格更新は保留とする。

6) これらの運用基準は、男女を問わず適用することができる。

7) 上記に該当しない事項については、その都度 IAC 連絡委員会で審査する。

（資格更新継続の手続）

- 1 有効期間の終了する 6 週間前までに手続きをしなければならない。
- 2 更新審査手数料 15 ドル
- 3 所定の更新申請用紙 本法人事務局を通じ IAC 連絡委員会に申し込むこと。
(資格審査と単位の記入)

IAC 連絡委員会は必要の都度委員会を開催し C.T. (IAC) ないし、研修会主催者から提出された書類を審査し、単位点数を定めて通告する。

主催者は C.T. (IAC) の所持する細胞検査士カードの該当の欄に所定の事項を記入し責任者印を押すこと。

細胞検査士カード

20**年			
日時	活動内容	責任者印	備考

日 時：活動の行われた日

活動内容：例えば本法人春期大会、秋期大会、セミナー

責任者印：印でもサインでも可

(注 1)：この施行細則は、日本における C.T. (IAC) に対する資格更新の基準を日本の実情に沿って制定することを I.A.C. が本法人理事長に一任するとの公式文書に基づいて作成されたもので更新に必要な項目、単位などについては I.A.C. 規約に従っている。

(注 2)：第 2 項の (b) の最低条件として細胞診専門医及び細胞検査士各々 1 名以上が研修会から実施まで関与しなければならない（ただし、細胞診専門医及び細胞検査士は、資格取得後 5 年以上経過した者とする）。

(注 3)：本法人公認細胞検査士養成所とは、細胞検査士資格認定試験施行細則に定める細胞診技術者養成機関及び 4 年制大学の細胞検査士養成課程を指す。学会公認細胞検査士養成講習会とは、本法人主催と日本臨床検査医学会（旧日本臨床病理学会）後援による 2 週間コースを指す。

(注 4)：本施行細則に関する変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。